



全取協と都道府県協会の連携により
中小企業を支援します。
公益財団法人
全国中小企業取引振興協会



親事業者との価格交渉についてのお悩みは、 「価格交渉サポート相談室」にご相談ください。

「下請かけこみ寺」は、下請取引の適正化を推進することを目的として、全国48ヶ所に設置し、中小企業の取引上の様々なお悩みに対して相談員や弁護士が相談に対応しています。

この度、新たなメニューとして、親事業者からの単価値下げや無償での金型保管・管理などの要請に対し、取引条件の交渉力向上を支援する「価格交渉サポート事業」を開始しました。ご相談内容に応じた専門家・経験者による個別相談指導（例えば、価格交渉を行うノウハウなど）を無料※で受けることができます。是非お気軽にご相談ください。

無料相談は1企業につき3回まで。またご相談内容によっては、専門家派遣以外の方法をご提案することもあります。

ご相談は

フリーダイヤル



0120-735-888

（価格交渉サポート相談室）

受付時間 平日9:00～12:00／13:00～17:00
（土日・祝日・年末年始を除く）携帯電話・PHSからもご利用になれます。

価格交渉サポートセミナー

下請等中小企業の方が取引先との価格交渉を行う際に、あらかじめ知っておくべき基本的な法律の知識、トラブル発生のおそれのある取引内容や交渉力向上のヒントになる事項等について、分かりやすく説明します。

セミナーは、全国で順次開催いたします。下記のサイトで日程等の詳細をご確認のうえ、ご都合の良い会場にお申込みください。

セミナーの
詳細・
お申込は

公益財団法人
全国中小企業取引振興協会

[http://www.zenkyo.or.jp/
kakakusupport/seminar.htm](http://www.zenkyo.or.jp/kakakusupport/seminar.htm)



取引上の悩みを抱えていませんか？
「下請かけこみ寺」にご相談ください。

「下請かけこみ寺」では、中小企業が抱える取引上のトラブルでお困りの方に、問題解決に向けたアドバイスを行っています。

- ◆ 相談に係る費用は不要です
- ◆ 本部及び全国47都道府県に設置しています
- ◆ 匿名でも相談を行うことができます
- ◆ 相談内容はもちろんのこと、相談を受けたこと自体も秘密として取り扱います
- ◆ 企業間取引や下請代金法などに詳しい相談員や弁護士が対応します

お近くの「下請かけこみ寺」につながります



0120-418-618

消費税の価格転嫁に関する相談は



0120-300-217

受付時間 平日9:00~12:00/13:00~17:00

(土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話・PHSからでもご利用になれます。

平成30年度「中小企業のための女性活躍推進事業」



女性活躍推進への取組みや姿勢を”見える化”

認定マーク「えるぼし」を取得して、 優秀な人材を確保!!

「えるぼし」取得に必要な一般事業主行動計画策定等を無料でサポートします！

優秀な人材が
採れるように
なった！業績向上の
きっかけに
なった！男女共に
人材が定着
するよう
になった！「えるぼし」
取得を無料で
サポート！

「中小企業のための女性活躍推進事業」は厚生労働省より委託を受け、一般財団法人女性労働協会が運営しています。

『えるぼし』とは

一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な事業主は、都道府県労働局への申請により厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けた事業主は、厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」を商品や広告、求人票などに付すことができます。

認定取得によるメリット

- 優秀な人材の確保につながる。
- 公共調達において加点評価を受けることができる場合がある。
- 企業イメージ向上につながる。

認定の段階 ※3段階目が最高位



『えるぼし』を取得するには



※認定制度について、詳しくは、厚生労働省ホームページ(女性活躍推進法特集ページ)のパンフレット「認定を取得しましょう!」をご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

『女性活躍推進法』とは

この法律により、常時雇用する労働者の数が301人以上の大企業については、(a)自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、(b)その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表、(c)自社の女性の活躍に関する情報の公表を行うことが義務化され、300人以下の中小企業については努力義務となっています。

一般事業主行動計画とは

女性活躍推進法に基づき、自社の女性活躍に関する現状を把握、課題を分析し、その課題に基づき目標を設定し、達成するため行動計画を策定します。行動計画には、

- ①計画期間
 - ②数値目標(1つ以上)
 - ③取組内容
 - ④取組の実施時期
- を盛り込む必要があります。

行動計画策定、えるぼし取得を無料でサポート!

お問い合わせ

女性活躍推進センター東京事務局 一般財団法人女性労働協会

HP <http://www.josei-suishin.mhlw.go.jp/>

E-mail suishin@jaaww.or.jp 女性活躍推進サポートサイト



TEL 03-3456-4412

FAX 03-6809-4472

受付時間(平日)

9:00~17:30